

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

千歳市教育委員会教育長 佐々木 智

### 新型コロナウイルス感染者の発生に伴う児童生徒の出席停止等の考え方について

市立小中学校においては、北海道教育委員会からの通知等を踏まえ、児童生徒の健康観察や校舎の消毒、換気等を徹底した上で、4月6日から学校活動を再開しているところですが、依然として北海道でも感染が続いていることや、市内でも新たに感染者が確認されたことから、登校の判断に迷ったり登校に不安を感じたりする児童生徒や保護者の方もいらっしゃるものと思います。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関して出席停止を要請する場合の考え方をお示ししますので、ご確認ください。

なお、児童生徒等に感染者や濃厚接触者が判明した場合は、感染拡大を防ぐため必要な措置を講じてまいります。同居の家族が医療従事者の場合など、感染者が発生した施設に勤務していたこと等のみをもって一律に児童生徒を出席停止とするのではなく、これらの方を差別したり中傷したりすることは厳に慎むべきものとされておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1 出席停止となる場合

次に該当する場合は、「出席停止」として取り扱います。

- (1) 児童生徒の感染が判明した場合
  - (2) 児童生徒が濃厚接触者として特定された場合
  - (3) 同居の家族が濃厚接触者として特定された場合
  - (4) 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - (5) 感染への不安等により欠席したいという申し出があった場合
- } 保健所により濃厚接触者として特定されたものを指します。

「出席停止」とは

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。(学校保健安全法第19条)

##### 2 感染等が判明した場合の報告

児童生徒又は同居の家族の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合は、必ず学校への報告をお願いします。検査の結果感染していないことが判明した場合も、同様に報告願います。

(学校教育課学校教育係)